

〔資料編〕

福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例

平成28年10月11日

福岡県条例第39号

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 食品の安全・安心の確保に関する基本的施策
 - 第一節 食品の安全・安心の確保のための県の施策（第八条—第十五条）
 - 第二節 食品関連事業者の自主的な取組の促進（第十六条・第十七条）
 - 第三節 県民の参加（第十八条）
- 第三章 施策の推進体制等（第十九条・第二十条）
- 第四章 福岡県食品安全・安心委員会（第二十一条）
- 第五章 雑則（第二十二条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、食品の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食品の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、県民が健康で安全・安心に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食品 全ての飲食物（その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品を除く。）をいう。
- 二 食品等 食品、添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第四項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- 三 生産資材 農林漁業において使用される肥料（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する肥料をいう。）、農薬（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬をいう。）、飼料（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第二項に規定する飼料をいう。）、飼料添加物（同条第三項に規定する飼料添加物をいう。）、動物用医薬品（医薬品医療機器等法第八十三条の二第一項に規定する動物用医薬品をいう。）その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある資材をいう。

- 四 食品関連事業者 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第八条第一項に規定する食品関連事業者をいう。
- 五 特定事業者 食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者であって、県内に事務所、事業所その他の事業に係る施設を有するものをいう。
- 六 食品の安全・安心 食品の安全性及び食品に対する県民の信頼をいう。

（基本理念）

第三条 食品の安全・安心の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

- 2 食品の安全・安心の確保は、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）の各段階において適切に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。
- 3 食品の安全・安心の確保は、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき、必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。
- 4 食品の安全・安心の確保は、県、食品関連事業者及び県民が、それぞれの責務及び役割を認識し、相互理解を深め、連携協力を図りつつ、行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、計画的に実施する責務を有する。

（食品関連事業者の責務）

第五条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全・安心の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品の安全・安心を確保するために、食品供給行程の各段階において必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

- 2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る食品等又は生産資材に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。
- 3 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食品の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の役割）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、食品の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する食品の安全・安心の確保に関する施策に協力するとともに、意見を表明するよう努めることによって、食品の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

（環境に及ぼす影響への配慮）

第七条 県、食品関連事業者及び県民は、食品の安全・安心の確保に関する取組を推進するに当た

っては、当該取組が環境に及ぼす影響について配慮しなければならない。

第二章 食品の安全・安心の確保に関する基本的施策

第一節 食品の安全・安心の確保のための県の施策

(食品供給行程の各段階における監視、指導等)

第八条 県は、食品供給行程の各段階において、食品の安全・安心を確保するため、食品関連事業者に対し、監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食品の適正な表示の推進)

第九条 県は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）等の関係法令に基づき、食品に関する表示が適正に実施されるよう監視、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(危機管理体制の整備)

第十条 県は、食品を摂取することにより県民の健康に係る重大な被害が生じることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関との連携)

第十一条 県は、食品の安全・安心の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、国、他の都道府県、市町村その他関係機関及び関係団体との連携を図るよう努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十二条 県は、食品の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき適切に実施するため、必要な調査研究を推進するものとする。

(人材の育成)

第十三条 県は、食品の安全・安心の確保に関する実践的かつ専門的な知識を有する人材を育成するため、講習会の開催その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報及び意見の交換の促進)

第十四条 県は、食品の安全・安心の確保の推進に関し、食品関連事業者、県民その他の関係者間において相互理解を促進するため、情報及び意見の交換の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(普及及び啓発)

第十五条 県は、食品の安全・安心の確保を図るため、食品関連事業者及び県民に対し、食品等の

安全・安心に関する知識の普及及び啓発を行うものとする。

第二節 食品関連事業者の自主的な取組の促進

(食品関連事業者の自主的な安全・安心の確保の取組の促進)

第十六条 食品関連事業者は、法令等の遵守により食品の安全・安心を確保することはもとより、その安全性をより向上させるため、自らが行う食品等の生産、製造、加工、調理、貯蔵、運搬又は販売の各工程において必要な措置を講ずることにより、管理水準の自主的な向上に努めるものとする。

- 2 県は、食品関連事業者の生産段階における食品の安全・安心の確保に関する自主的な取組を促進するため、生産に係る工程の管理に関する手法の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、食品関連事業者の製造又は加工段階における食品の安全・安心の確保に関する自主的な取組を促進するため、食品の製造又は加工の工程における高度な衛生管理の方法の導入に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主回収の報告)

第十七条 特定事業者は、食品の安全・安心の確保を図るため、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が健康への悪影響を未然に防止する観点から報告が必要と認められる食品等として規則で定めるものであるとき（食品衛生法第五十八条第一項又は食品表示法第十条の二第一項の規定に基づき届け出なければならないこととされているときを除く。）は、規則で定めるところにより、速やかに、当該食品等の名称、当該食品等を回収する理由その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

- 2 特定事業者が自主的な回収に着手した食品等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定は、適用しない。
 - 一 自主的な回収に着手した食品等を販売した相手方が特定され、かつ、その相手方に直ちにその旨を連絡することができる場合
 - 二 自主的な回収に着手した食品等が消費者に販売されていないことが明らかな場合
- 3 知事は、第一項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。
- 4 知事は、第一項の規定による報告を受けた場合であって、当該報告に係る回収の措置が健康に係る被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないと認めるときは、当該報告をした特定事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導を行うものとする。
- 5 第一項の規定による報告をした特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その終了した日その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

第三節 県民の参加

(施策の提案)

第十八条 県民は、食品の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止について、規則で定めるところにより、知事に提案することができる。

- 2 知事は、前項の規定による提案が行われたときは、第二十条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により県民の意見を反映するために必要な措置を講ずる場合を除き、当該提案をした者に対し当該提案に対する見解を明らかにするとともに、これを公表する。
- 3 第一項の提案をしようとする者は、この条に規定する制度を濫用してはならず、公益を図る目的でこれを利用する責任を負うものとする。

第三章 施策の推進体制等

（推進体制の整備）

第十九条 県は、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

（基本計画）

第二十条 知事は、前章の規定により講じられる食品の安全・安心の確保に関する基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食品の安全・安心の確保に関する基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食品の安全・安心の確保に関する施策についての基本的方向
 - 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第四章 福岡県食品安全・安心委員会

（福岡県食品安全・安心委員会）

第二十一条 県に福岡県食品安全・安心委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - 一 基本計画に関する事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全・安心の確保に関する重要事項
- 3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

（委任）

第二十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第六〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第一四号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

附 則（令和二年条例第三五号）

この条例は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和二年一二月一日）

福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例施行規則

平成29年2月24日
福岡県規則第5号

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例（平成二十八年福岡県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(自主回収の報告)

第三条 条例第十七条第一項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出することにより行うものとする。

- 一 特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 特定事業者が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

三 当該食品等の商品名及び一般的な名称、当該食品等に関する表示の内容その他の当該食品等を特定するために必要な事項

四 当該食品等が条例第十七条第一項に該当すると判断した理由

五 当該食品等の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量

六 当該食品等の回収に着手した年月日

七 当該食品等の回収の方法

八 当該食品等が飲食の用に供されたことに起因する食品衛生上の危害の発生の有無

2 条例第十七条第一項の規則で定める食品等は、同一のロットを形成する食品等の中から、次に掲げる状態にあるものが相当数認められるものとする。

一 衛生管理が不適切であったため、人の健康を損なうおそれがある微生物、化学物質又は異物が含まれ、若しくは付着したもの又はその疑いがあるもの

二 現に食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害が生じている場合において、当該被害の態様からみて当該被害と同様の被害の原因となるおそれがあるもの

3 条例第十七条第五項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出することにより行うものとする。

一 特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 特定事業者が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

三 再発防止のために講じられた措置

(施策の提案)

第四条 条例第十八条第一項の規定による提案は、食品の安全・安心の確保に関する施策提案書（別記様式）により行うものとする。

(委員会の組織等)

第五条 条例第二十一条に規定する福岡県食品安全・安心委員会（以下「委員会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 消費者

二 食品関連事業者

三 学識経験者

- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員会の会長)

第六条 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第七条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は委員会の会議の議長となり、議事を運営する。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第八条 委員会の庶務は、保健医療介護部生活衛生課において処理する。

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年規則第一五号) 抄 (施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年規則第八号)

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

食品の安全・安心の確保に関する施策提案書

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号

住 所

氏 名

連絡先電話番号（ ） —

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名)

福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例第18条第1項の規定により、下記のとおり提案します。

記

提 案 の 種 類	<input type="checkbox"/> 施策の策定 <input type="checkbox"/> 施策の改善又は廃止 <input type="checkbox"/> その他の見直し
提 案 の 内 容	
提 案 の 理 由 (提案の端緒となつた事案等)	
提案が施策に反映されることにより期待される効果	

備考

- 1 「提案の種類」の区分の欄は、該当する□にレ印を記入してください。
- 2 施策の提案に当たつて、参考資料があれば添付してください。
- 3 この提案書は、食品の安全・安心の確保に関する施策に係る制度の新設、改廃等を対象とするものであり、個別の事案に対して個別の対応を求めることは対象となりませんので注意してください。

福岡県食品の安全・安心推進会議設置要綱

(目的)

第1 福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、食品の安全・安心確保対策を推進するため、福岡県食品の安全・安心推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 条例に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 食品の安全・安心確保施策の推進に係る総合的な調整及び進行管理に関すること。
- (3) 食品の安全・安心の確保に係る庁内各課相互の協力に関すること。
- (4) 食品の安全・安心の確保に係る情報の共有・提供に関すること。
- (5) その他食品の安全・安心の確保に関して必要なこと。

(構成)

第3 推進会議は、食の安全総合調整監及び次に掲げる課長をもって構成する。

健康増進課長、生活衛生課長、薬務課長、環境保全課長、生活安全課長、農林水産政策課長、農山漁村振興課長、食の安全・地産地消課長、園芸振興課長、水田農業振興課長、経営技術支援課長、畜産課長、水産局漁業管理課長、水産局水産振興課長、高校教育課長、義務教育課長、体育スポーツ健康課長

(会議)

第4 推進会議の開催等については、次のとおりとする。

- (1) 推進会議に議長及び副議長を置く。
- (2) 議長は、食の安全総合調整監とし、副議長は生活安全課長、食の安全・地産地消課長とする。
- (3) 議長は、必要と認める時、推進会議を招集し、会議を主催する。
- (4) 副議長は、議長の職務を代理する。
- (5) 議長は、必要に応じて、推進会議構成課の中から関連課のみを招集し、会議を開催することができる。
- (6) 議長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。

(作業部会)

第5 推進会議の議事を円滑に進めるために、作業部会を置く。

- (1) 作業部会に部会長をおき、部会長は、生活衛生課課長技術補佐とする。
- (2) 作業部会は、委員を構成する関係各課の係長等をもって構成する。
- (3) 作業部会は、推進会議に付議すべき議事の調整及び議長から命じられた案件の処理を行う。
- (4) 作業部会は、部会長が必要に応じて招集し、会議を主催する。
- (5) 作業部会長は、必要に応じて、部会員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第6 推進会議の庶務は、生活衛生課に置き、その事務を行う。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年 9月 2日から施行する。

この要綱は、平成20年 7月30日から施行する。

この要綱は、平成24年 8月 3日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月19日から施行する。

この要綱は、平成29年 3月13日から施行する。

この要綱は、平成29年 7月12日から施行する。

〔用語解説〕

	用 語	解 説
B	B S E (牛海綿状 脳症)	<p>B S E (Bovine Spongiform Encephalopathy) 牛海綿状脳症と呼ばれる牛の病気のこと、1986年に英国で初めて報告されました。</p> <p>この病気にかかると、牛の脳組織に空胞ができて海綿状になり、中枢神経に障害を受けるため、行動や運動に異常がみられるようになります。典型的な症状が出るまでには2年～8年かかると言われ、発病すると2週間から6ヶ月くらいで死亡します。</p> <p>原因は、十分に解明できていませんが、プリオンというウイルスよりも小さなタンパク質が異常化して体内に入り感染する説が有力です。牛にB S Eの病原体に汚染された飼料(肉骨粉)を与えることにより感染するとされ、牛同士の接触や空気感染することはありません。</p>
G	G A P (適正農業 規範)	<p>G A P (Good Agricultural Practice ; ギャップ) 「適正農業規範」と訳されていますが、一般的には、「農業生産工程管理」と呼んでいます。</p> <p>農産物の生産段階での安全対策のために、自分たちでルールを作りそれを実践していく取り組みのことです。以下のような作業の繰り返しで構成されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①計画(Plan) : 農作業の計画を立て、チェックリスト(点検項目)を定める。 ②実践(Do) : チェックリストを確認し、農作業を行い、記録する。 ③点検・評価(Check) : 記録を点検し、改善できる部分を見つける。 ④見直し・改善(Action) : 改善すべき点を見直し、次回の作付けに役立てる。 <p>GAPを導入したときの効果として、以下の効果があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①農産物の収穫後に行う管理方法(残留農薬検査等の結果管理)よりも、農作業の各工程を記録・点検するGAPの方が、より効果的に安全な農作物を生産できるとともに、消費者・食品事業者への説明や問題が起こった時の原因究明に役立ちます。 ②食品の安全確保以外にも、記録に基づき農作業の改善を行うことで、環境への配慮、生産コストの削減、品質の向上などにつながる事が可能となります。
	G L P (適正検査 基準)	<p>G L P (Good Laboratory Practice) 「適正検査基準」と訳されていますが、食品衛生法では、「検査等に関する事務の管理」あるいは「業務管理」と呼んでいます。</p> <p>GLPとは、検査施設の設備、試薬等の適正保管・管理、検査項目ごとの標準作業手順、検査精度の管理、検査成績書の発行の適正管理、データ管理、検体の保管等について具体的に規定したもので、検査施設における施設・設備基準及び管理運営基準といえます。</p> <p>検査施設にGLPを導入することにより、検査施設で実施される検査精度の管理や検査成績書の信頼性を確保するとともに、手続の体系化を図るものです。</p> <p>福岡県においても、保健福祉(環境)事務所検査課、保健環境研究所及び食肉衛生検査所に導入し検査を行っています。</p>
H	H A C C P	H A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point ; ハサップ)

	(危害要因分析重要管理点)	<p>食品の衛生管理手法の一つで、1960年代にアメリカの宇宙計画の中で宇宙食の安全性を高度に保証するために考案された製造管理のシステムです。</p> <p>HACCPは、製造における重要な工程を連続的に管理することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法であり、HA（危害分析）、CCP（重要管理点）、CL（管理基準）、モニタリング、改善措置、検証、記録の7原則から成り立っています。</p>
か	貝毒	<p>二枚貝は、水中の懸濁物質をえらでこし集めて餌としているので、有毒プランクトンが海水中に出現すると毒を体内（主として中腸腺：内蔵）に蓄積し、これを食べるにより食中毒を起こすことがあります。貝毒には、麻痺性と下痢性の2種類があります。</p>
	学校給食衛生管理基準	<p>学校給食において、安全・安心な食事の提供は、大前提です。そこで国の責任として、一定水準以上の衛生管理がすべての学校で行われるよう法的に位置づけられたものが「学校給食衛生管理基準」です。</p> <p>学校給食の実施者は、同基準に基づき、施設設備、調理の過程、衛生管理体制等について適正に管理し食中毒等の発生を防止することが求められています。</p>
	監視伝染病	<p>主に牛、豚及び鶏の伝染病のうち、家畜伝染病予防法に規定された家畜伝染病及び同法施行令に規定された届出伝染病のことで。</p> <p>例)</p> <p>家畜伝染病：牛疫、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等</p> <p>届出伝染病：牛伝染性リンパ腫、破傷風、豚丹毒等</p>
き	規格基準	<p>食品や添加物には、食品衛生法に基づき、その成分、純度などについて定めた「規格」と、製造、加工、使用、保存等の方法について定めた「基準」が規定されています。</p> <p>規格基準に合わない食品等の製造・販売等は禁止されており、違反した場合は販売禁止などの行政処分の対象となります。</p>
	危機管理	<p>危機の発生（リスクの顕在化）を防止する手だてを事前に講じておくことや、危機発生時の対応や復旧対策まで幅広く対応していく取組のことで。</p>
け	健康食品	<p>ここで言う健康食品とは、厚生労働省の示すいわゆる「健康食品」を指します。</p> <p>いわゆる「健康食品」と呼ばれるものについては、法律上の定義は無く、医薬品以外で経口的に摂取される、健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して摂られている食品全般を指しているものです。</p> <p>そのうち、国の制度としては、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」があります。</p> <p>保健機能食品制度とは、「おなかの調子を整えます」「脂肪の吸収をおだやかにします」など、特定の保健の目的が期待できる（健康の維持及び増進に役立つ）食品の場合にはその機能について、また、国の定めた栄養成分については、一定の基準を満たす場合にその栄養成分の機能を表示することができる制度です。</p>
	原料原産地表示	<p>原料原産地表示とは、加工食品に使用された原材料の原産地を商品に表示することです。</p> <p>表示する必要がある原材料が生鮮食品の場合はその産地が、加工食品の場合はその製造地が表示されます。</p>

		<p>なお、輸入された食品には、「原産国名」の表示が義務付けられています。</p>
こ	抗菌性物質	<p>細菌を始めとする微生物に対して抗菌活性（殺菌作用、静菌作用など）を示す化学物質をいいます。</p> <p>「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」（平成16年9月30日食品安全委員会決定）では、家畜等に使用される抗生物質や合成抗菌剤を総称する用語として定義・使用されています。</p>
	抗生物質	<p>微生物により生産され、微生物の発育を阻止する物質であると定義されていたが、現在ではその定義をこえ、微生物が作る抗菌、抗ウイルス、酵素阻害、細胞毒あるいは制がん作用のある物質を指す場合もあります。</p>
	高病原性鳥インフルエンザ	<p>鳥インフルエンザはインフルエンザウイルスによる鳥の感染症であり、そのうち、急性の経過をたどり、罹病率、致死率ともに高いものを高病原性鳥インフルエンザと呼んでいます。</p> <p>高病原性鳥インフルエンザウイルスによる感染では、発生した農場の鶏は全て迅速に処分されるため、わが国の現状においては、高病原性鳥インフルエンザが、食品を介して人に感染する可能性はないものと考えられています。WHO（世界保健機関）によると、鳥インフルエンザウイルスは適切な加熱により死滅するとされており、一般的な方法として、食品の中心温度70℃に達するよう加熱することが推奨されています。仮に、食品中にウイルスが存在したとしても、食品を十分に加熱調理して食べれば感染の心配はありません。</p>
	米トレーサビリティ法	<p>米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）のこと。</p> <p>米や米加工品に問題が発生した際に流通ルートをややくに特定するため、生産から販売・提供までの各段階において、取引等の記録を作成・保存することや、米の産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務付けた法律です。</p>
	コンプライアンス	<p>「要求・命令などに従うこと、応じること」を示す英語。法律や規則を守ることをいいますが、社会的規範や倫理までを含める場合もあります。</p> <p>コンプライアンスに反した食品関連の例としては、食品表示法で義務付けられている表示事項について、偽りの表示をする「食品の偽装表示」があります。</p>
さ	残留農薬	<p>農作物等の栽培、保存時に農薬が使用された場合に、農作物等や環境中に残る農薬やその代謝物を残留農薬といいます。農薬は、徐々に分解・消失しますが、収穫までに全てがなくなるとは限りません。この残留農薬がヒトの健康に害を及ぼすことがないように、農薬の登録に際して農薬の使用方法等に関する使用基準が定められ、食品衛生法及び飼料安全法に基づいて食品や飼料に残留する農薬などの量の限度（残留農薬基準値）を超えないようにされています。なお、残留農薬基準値を超えた農薬が残留する食品等は、販売などが禁止されます。</p>
し	収去検査	<p>都道府県知事が食品衛生法の規定に基づき実施する行政検査のことで、知事が必要と認めるときは、試験に必要な最小量の食品等は無償で食品衛生監視員に確保させ検査させることをいいます。</p>
	食鳥検査	<p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律により、食用に供</p>

		する鶏、あひる、七面鳥の鳥肉は、食鳥検査員による検査に合格した後、又は厚生労働省で定める基準に適合する旨の確認がされた後でなければ、食鳥処理場の外に持ち出せません。この検査で不合格となったものは廃棄され、市場に流通することはありません。
	食品安全基本法	<p>食品安全基本法（平成15年法律第48号）〈所管府省：内閣府〉 食品の安全性の確保に関して基本理念を定め、行政や食品関連事業者の責務、消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律です。</p> <p>（基本理念）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、必要な措置を実施 ② 食品供給行程の各段階において、安全性を確保 ③ 国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき、必要な措置を実施
	食品衛生監視員	食品衛生法の規定により、都道府県知事等から任命された者で、食品製造施設、食品販売店等に対し、立入検査、監視指導、収去検査を実施しています。
	食品衛生指導員	（公社）日本食品衛生協会各支部が実施する食品衛生指導員養成講習会を受講し、各支部長が委嘱した者で、自立活動の一つとして営業施設に対する巡回指導を行っています。
	食品関連事業者	<p>食品の安全・安心の確保に関する条例第2条で食品関連事業者の定義を定めており、食品関連事業者とは、食品の製造・加工を行う事業者はもちろんのこと、生産に携わる農林業業者、流通関係事業者など食品に係る事業活動を行う者を「食品関連事業者」としています。</p> <p>なお、条例の食品関連事業者の定義は、食品安全基本法と同じ定義を採用しています。</p>
	食品添加物	<p>食品添加物は、食品の製造過程において着色、保存等の目的で食品に加えられるものであり、原料として、「ヒトの健康を損なうおそれのない場合」として厚生労働大臣が指定するもの以外は使用が認められていません。食品添加物の代表的なものとして、次のようなものがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食品の品質を保つもの（保存料、殺菌料、酸化防止剤） 2 食品の色（着色料、漂白剤など）や、味（甘味料、酸味料）、香り（香料）などの向上を目的としたもの <p>新しく指定される食品添加物については、食品安全委員会が一日摂取許容量（ADI）を設定するなどのリスク評価を行い、その結果に基づいて厚生労働省が食品添加物を指定し、規格基準を設定しています。</p>
す	水産用医薬品	動物用医薬品の中で、水産動物への使用が認められている医薬品の総称です。
せ	精度管理	「GLP」の項 45 ページ参照
と	動物用医薬品	家畜や養殖魚などの病気の治療や予防のために使用される医薬品のことです。作用別に、抗生物質、寄生虫用剤、ホルモン剤等に分けられます。食糧生産において重要な役割を果たしていますが、ヒトの健康を損なうおそれのないようにリスク評価が食品安全委員会において実施され、その評価結果に基づいてリスク管理機関が食品中へ残留してはならないもの、残留水準及び残留基準を担保するための出荷前の

		使用禁止期間などを定めています。畜水産食品中の動物用医薬品の残留状況が厚生労働省の検疫所や自治体によってモニタリングされ、残留してはならないものや基準を超えた動物用医薬品が検出された場合は、違反食品の回収・廃棄などの措置が執られます。
	と畜検査	安全で衛生的な食肉の供給を図るため、「と畜場法」に基づいて、と畜場に搬入され食肉処理される獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）を一頭毎に検査して、食用に不適な食肉の排除を行っています。と畜検査を受けていない食肉は、市場に流通することはありません。
	トレーサビリティ	記録の追跡により、ある物品（商品）の流通経路が確認できる状態をいいます。 食品では、食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に役立つものをいいます。 国産牛肉については、平成16年12月から牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき流通・小売段階までのトレーサビリティシステムを導入することが義務化されました。 また、現在、国産牛肉以外の食品全般については、生産者、流通業者などの自主的な導入の取組を基本としつつ、各食品の特性を踏まえたトレーサビリティシステムの導入の支援が行われています。
の	農薬指導士	農薬取扱業者（販売者、農協、防除業者、ゴルフ場関係者、農業者、直売所責任者）に対して、農薬に関する専門的な知識をもつ者として、知事が認定した者で、農薬使用者に対し、農薬の適正使用等について指導又は助言を行います。
ふ	福岡県ワンヘルス推進基本条例	福岡県ワンヘルス推進基本条例（令和3年福岡県条例第1号） 人と動物の健康及び環境の健全性はひとつのもの、すなわち「健康は一つ」とあるというワンヘルスの理念に沿って県や市町村、医師や獣医師、医療関係団体、研究機関などが果たす役割、ワンヘルスを実践していくための基本方針、さらにワンヘルスを実践する拠点形成などに関することを規定した条例です。
	プリオン (Prion)	プリオンとは、感染性を有するタンパク質様の病原体を意味する造語 (Protainaceous infectious particles) で、牛海綿状脳症 (BSE) やヒトのクロイツフェルト・ヤコブ病 (CJD) の原因と考えられています。その本体とされる感染型プリオンタンパク質とは別に、正常個体内にはもともと正常型プリオンタンパク質が存在します。両者のアミノ酸配列は同じであるが、唯一立体構造が相違していることが知られています。
や	薬剤耐性菌	薬剤等（化学療法剤、抗生物質、抗菌剤、消毒剤等）に対して、感受性を示さない（薬剤が効かない）性質のことを一般に「薬剤耐性」といい、このように薬剤への耐性を持った細菌のことを薬剤耐性菌といいます。 薬剤耐性菌の例として、バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）、メシチリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）などが知られています。
り	リスクコミュニケーション	リスクやリスクに関連する要因などについて、県民、行政、メディア、事業者、専門家といった関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することをいいます。

		<p>リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、その過程で関係者間の相互理解を深め、信頼を構築し、リスク管理（リスクに対する安全確保の対策等）を有効に機能させることができます。</p>
わ	ワンヘルス	<p>人と動物の健康及び環境の健全性はひとつのもの、すなわち「健康は一つ」であるとの概念又は理念をいいます。 本県では令和3年1月に福岡県ワンヘルス推進基本条例が施行され、本条例に規定される行動計画に基づき具体的な取組を推進していくこととしております。</p>

本県では、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図っているところです。

本計画に基づく取組は、SDGsの「目標2．飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標3．あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」の実現に資するものです。

